

医療保険・損害保険

医療保険（国保）

日本には医療費の負担を軽減するための保険制度があります。
日本に3ヵ月以上滞在する外国人は「国民健康保険」（国保）に入らなければなりません。
※3ヵ月未満の留学生は、進学先の学校に問い合わせましょう。

■ 加入するには

あなたが住んでいる地域の市区町村の役所で住民登録したのち手続きをします。

■ 保険料

通常、年額2万円程度です。ただし、市区町村やあなたの所得等によって金額は異なります。学生に対して、保険料の減額や補助制度を設けている市区町村もありますので確認しましょう。

■ 保険の内容

けがや病気で治療を受ける時に保険証を提示すれば、医療費の総額のうち70%は国保が負担しますので、個人が払う医療費の負担は30%です。ただし、保険診療適用外の医療費は全額自己負担です。

国民健康保険に加入していると、1ヵ月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後から払い戻される制度があります。また、入院などするときは、事前に限度額適用認定証を申請・取得することで、病院の窓口での支払いを限度額まで抑えることができます。

損害保険

国民健康保険では対応できない事故等に関して補償する保険として、傷害保険や個人賠償責任保険があり、留学生も加入することができます。

例えば、次のような場合に補償されます。

- ・揚げ物の油に火がつき、キッチンが焦げて壁を張り替えなければならなくなった
- ・自転車で歩行者にぶつかりケガをさせ、相手の治療費を負担しなければならなくなった
- ・留守中に、部屋に置いてあったパソコンやカメラが盗まれた

学校から各種保険の案内がありますので、検討してみましょう。

「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」

日本の大学の96%が加入している公益財団法人日本国際教育支援協会の制度です。また、補償を充実させた「インバウンド付帯学総」という制度もあります。

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

「学生総合共済」

大学に通っているとき、加入できる場合がある大学生協の保障制度です。

<http://kyosai.univcoop.or.jp/>